

第3次五所川原市子ども読書活動推進計画

～子どもの自主的な読書活動を推進するために～



子ども司書による認定こども園でのおはなし会

令和3年3月



五所川原市教育委員会

目 次

第1章	はじめに	1
第1	計画策定の趣旨	
第2	計画の期間	
第2章	前計画における取組の成果と課題	
第1	家庭・地域・学校等における取組の成果と課題	
1	子どもの読書活動の推進における家庭の役割	2
2	子どもの読書活動の推進における地域の役割	3
3	子どもの読書活動の推進における学校の役割	4
第2	施設、設備その他の条件整備の充実への取組の成果と課題	
1	市立図書館の整備・充実	5
2	学校図書館の整備・充実	6
第3	読書活動関係施策の効果的な推進への取組の成果と課題	6
1	家庭、地域、学校等の連携・協力の推進	
第3章	基本方針	7
基本方針1	子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進	
基本方針2	子どもの読書活動を支える環境の整備・充実	
基本方針3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	
第4章	子どもの読書活動の推進方策	
基本方針1	子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進	
1	家庭における子どもの読書の機会の充実	8
2	地域における子どもの読書の機会の充実	9
3	学校等における子どもの読書の機会の充実	9
基本方針2	子どもの読書活動を支える環境の整備・充実	
1	市立図書館における環境の整備・充実	10
2	学校図書館における環境の整備・充実	11
基本方針3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	12
1	子どもの読書活動に関する啓発の推進	

第1章 はじめに

第1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動の推進に関する法律第2条「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」の基本理念に基づき策定します。

平成13年12月に「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、国は、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成14年8月・平成20年3月・平成25年3月・平成30年4月にそれぞれ第一次・第二次・第三次・第四次計画として策定しました。

青森県は、「青森県子ども読書活動推進計画」を、平成16年3月・平成22年3月・平成27年3月・令和2年2月にそれぞれ第一次・第二次・第三次・第四次計画として策定しました。

本市は、平成20年3月・平成28年3月にそれぞれ第1次・第2次計画を策定して、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

これらの情勢の変化と前計画における取組の成果と課題を考えつつ「第3次五所川原市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

第2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間にわたる施策の基本的方向を示すものです。

また、必要に応じて見直し、実情に沿うよう工夫していきます。

第2章 前計画における取組の成果と課題

第1 家庭・地域・学校等における取組の成果と課題

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

家庭においては読み聞かせをしたり、読書の時間を設けたりして、読書を日常の生活の中に位置付けていくことが大切です。保護者自身が読書をする姿を見せることが大事で、子どもたちの一番身近な家庭では、保護者が読書の楽しさやすばらしさを伝えることが大切です。

市立図書館では、エンゼル相談・子育て支援センター・地域子育て支援拠点において、本の貸し出しや読み聞かせを継続的に行い、子どもと保護者が本に親しむきっかけ作りを行ってきました。

また、家庭への周知方法として、「五所川原市立図書館子育て向け利用案内」、「読み聞かせに関するチラシ」を作成し、子育て世代包括支援センターと連携して出生の届出の際にチラシ配布を行っています。

子どもと一緒に図書館を利用し、保護者自身が読書するという姿は減少しており、また、本がない家庭環境は増加しています。

保護者自身が読書に親しむことや、読書が生活の中に位置付けられるように誘導していくことが課題といえます。



地域子育て支援拠点での図書館司書によるブックトークの様子



子育て支援センターでの図書館司書による読み聞かせの様子

2 子どもの読書活動の推進における地域の役割

家庭や学校のほかに、子ども達が日々を過ごし、子どもの読書と密接に関わる場として「地域」があります。

この地域の中には、市立図書館をはじめ保育園・幼稚園等の施設があり、子ども読書に関わる取組も実施されています。

市立図書館では、展示・行事を開催する際、地域の方に絵画・手芸作品・写真などをご提供いただいています。子どもが本や読書により興味を持ってもらえるようにとの共通の思いを持ち、連携し、読書活動を実施することで、新たな図書館利用へとつながっています。

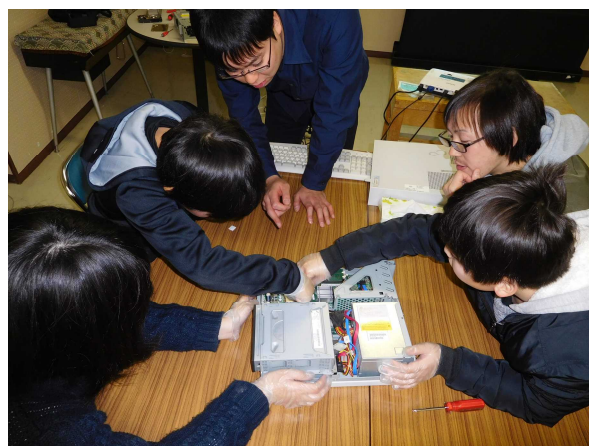
市内読み聞かせボランティアグループは、各小学校や市立図書館で、読み聞かせ・ブックトーク・パネルシアターなどのお話し会を継続して行っています。

保育園・幼稚園等では、日常的に先生が読み聞かせを行っていることに加え、先生が市立図書館に来て大型絵本や大型紙芝居を選んで借り、園で読み聞かせを行っています。

こういったことから、これまでのそれぞれの活動を基礎として、ボランティアグループ、地域の方、保育園・幼稚園等、市立図書館、行政機関が子どもの読書活動を活発にしていけるよう連携を更に強化していくことが課題といえます。



ボランティアとの共催による夏休み
子どもの集い 「霊界図書館」の様子



行政機関との共催による図書館の本でやって
みた「パソコンを分解・組み立てしてみよう」
の様子

3 子どもの読書活動の推進における学校の役割

子どもが多く時間を過ごす学校は、読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。

学校図書館の充実を図るため、全小中学校に図書館システムを導入し、同時に市立図書館司書が定期的に学校図書館に出向き、廃棄・分類・排架を行うことで、使いやすく、探しやすい学校図書館が維持され、授業に学校図書館を活用する取組が見られるようになりました。

また、先生と市立図書館司書と協力し、国語科の研究授業を実施したり、学校図書館担当の先生と市立図書館司書合同で学校図書館運営についての研修会を行いました。

なお、市立図書館では、市浦地区認定こども園へ月に1回、発達段階に応じて選書した絵本を配本し、それらを保育士が園児に読み聞かせをすることで本の楽しさを伝えることができています。

学校図書館運営・活動の中心的役割を担う司書教諭の指導時間の確保と学校司書の配置、そして更なる蔵書の充実が課題といえます。



三輪小学校図書委員への図書館システムなどの説明会の様子

第2 施設、設備その他の条件整備の充実への取組の成果と課題

1 市立図書館の整備・充実

(1) 図書サービス網・情報化の推進

「いつでも」「どこでも」「だれにでも」本や情報を提供するのが図書館の役割です。

市立図書館では、児童室に検索・予約ができる端末を設置し、子どもたちによく利用されています。

また、図書館システム機能を生かし、児童室端末をセルフ貸出端末としても利用できるようにしました。活字の読書が難しい子どもの実態に即した資料であるマルチメディアダイジー図書、ダイジー図書再生機器などの整備を行い、特別支援学級などで活用されるようになりました。これらについて、さらに利用されるように啓発を続けることが課題です。

※マルチメディアダイジー・・・デジタル録音図書の国際標準規格DAISYで作成したデジタル版の録音図書のことです。パソコンの画面上にハイライトされ、同時に音声流れます。

(2) 図書資料の充実

現在、五所川原市には、市立図書館・伊藤忠吉記念図書館・市浦分館と3館設置されており、図書館での児童書の貸出冊数は平成26年度の31,720冊から令和元年度は28,118冊へと減少しています。

3図書館を合計した蔵書冊数は、平成26年度の135,954冊（うち児童書31,331冊）から令和元年度末では142,243冊（うち児童書32,748冊）へと増えているものの、児童書の占める割合は20%と、割合はほぼ変わらず推移しており、意識して児童書の割合を増やしていくことが課題といえます。

(3) 図書館職員の資質向上

子どもの読書サービスを推進するため、児童サービスに関する研修に参加し、先進的なサービスを展開している図書館を訪問して知識を深めてきました。より充実した子どもの読書サービスを目指すためには、司書全員のスキルアップと、得た知識・経験を地域で活動するみなさんへ伝えることが課題といえます。



栄小学校3年生の市立図書館見学の様子

2 学校図書館の整備・充実

(1) 図書資料の充実

全小中学校で現在の学習活動には古くて使用できない図書の除籍作業が進み、活用できる蔵書数の実数が把握できました。今後は、不足分野を計画的に購入し、学校図書館図書標準を目指していくことが課題といえます。

(2) 情報化の推進

全小中学校へ図書館システム導入が完了し、図書の管理や貸出・検索など、ICT化が促進されました。今後は、システムを管理・運用する人的配置が課題といえます。

(3) 人的環境の整備・充実

図書の受入・補修作業は、一部の小学校ではPTAやボランティアの協力を得て実施していますが、ほとんどの学校では人手が足りず実施が難しい状況です。

司書教諭や図書館担当の教諭は、担任や他の校務分掌と兼務で授業時数の軽減もされていないため、図書館業務に当たることが難しいのが現状であり、学校司書配置や、市立図書館司書との連携方法などを検討・実施することが課題といえます。

第3 読書活動関係施策の効果的な推進への取組の成果と課題

1 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進

市立図書館、学校図書館、ボランティアグループ、地域の方、それぞれが読書の楽しさと必要性を認識し、子どもの読書活動につながる活動を継続して行っており、

これまでの経験と共通の思いがつながることで、子どもの読書活動は効果的に推進していきます。協力関係を更に強化し、具体的な方策を推進するとともに体制の整備を図っていくことが課題といえます。



ごしよがわら子ども読書活動推進実行委員会による子どもフェスティバルでの読み聞かせの様子



市立図書館での五所川原第一中学校職場体験の様子

第3章 基本方針

子どもは、読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等の生きるための基礎となる力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が自主的な読書活動を通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体で取り組むことが重要です。

このような観点から、次の基本方針の下、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進に取り組みます。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実にに向けた取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供する必要があります。

そのため、家庭・地域・学校のそれぞれの役割を明確にし、子どもが読書に親しむ機会の充実にに向けた社会全体での取組の推進に努めます。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書に親しめるような環境を身近に整えることが必要です。

そのため、子どもの読書活動に資する施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。また、各施設間及びボランティア等との連携・支援を進めます。

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもの成長に深く関わる身近な大人が、読書活動に理解と関心を持つことが重要です。子どもは、絵本や昔話等の読み聞かせを通じて、また、読書をする大人の姿を見ることで読書意欲を高めていきます。

そのため、子どもの自主的な読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、社会全体で子どもの読書活動を推進する機運の醸成に努めます。

第4章 子どもの読書活動の推進方策

第3章で掲げた基本方針1～3に基づき、子どもの読書活動の推進に向けて、以下の取組を進めます。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進

1 家庭における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものです。子どもが読書に親しみ、自主的に読書活動を進め、読書習慣を身に付けるために、家庭の役割は極めて重要です。そのためには、まず、保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことが大切です。そして、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、家族間のコミュニケーションを深め、読書が生活の中に位置付けられるような取組を推進することが大切です。また、育児環境が大きく変化している今日、祖父母による子どもの読書活動への関わりも考慮する必要があります。

具体的な取組

① 家庭での読み聞かせの浸透

図書館・公民館、地域の読み聞かせグループ等の関係団体、子どもの読書活動が行われる施設（保育園・幼稚園等、小中学校、病院、保健所・保健センター等）との連携により、乳幼児期から絵本等に触れる機会の充実に努めるとともに、子どもの発達に応じて絵本の読み聞かせや一緒に本を読むなどの活動を継続的に行い、家庭での読み聞かせを推進します。

② 保護者に読み聞かせの楽しさなどを伝える場の提供

エンゼル相談等の際に、図書館職員や読み聞かせボランティア等が健康推進課・子育て世代包括支援センター等と連携し、絵本の選び方や読み聞かせの楽しさなどを保護者に伝える場（ブックスタート等）を提供します。

③ 読書習慣定着のための家庭に対する普及・啓発活動及び情報発信

小学校、中学校と学校段階が進むにつれて読書離れの傾向が見られます。家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つことの重要性について理解を深め、家庭での読書習慣の定着を図るため、各家庭に向けての普及・啓発活動や情報発信に努めます。

2 地域における子どもの読書の機会の充実

子どもの読書活動を推進するためには、地域の中で身近に本に親しむことができる図書館が重要な役割を果たしています。図書館は、子どもが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。そのため、本市に設置されている3つの図書館において、子どもに読書の楽しさを伝え、読書活動を推進していくための様々な活動を展開していくことが望まれます。また、日常的に子どもの読書活動についての啓発活動を行うとともに、発達の段階に応じた様々な取組を積極的に行うことなどが大切です。

具体的な取組

① ボランティア等との連携・協力

ボランティアグループ等は、子どもたちに本の魅力を伝える重要な存在であることから、取組の状況を把握するとともに、読み聞かせやおはなし会が充実するよう、ボランティア等との連携・協力を努めます。

② 読書活動の推進に関する情報提供

読み聞かせボランティア等と連携して、保育園・幼稚園等や学校の求めに応じて、研修会やおはなし会の講師の斡旋、昔話の語りべに関する事等、様々な子どもの読書活動の推進に関する情報提供を行います。

3 学校等における子どもの読書の機会の充実

学校は、子どもが多く時間を過ごし、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。保育園・幼稚園等においては、幼児期から読書の楽しさを知ることができるように、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが大切です。あわせて、保護者に対しても読み聞かせの大切さや意義を広く普及することが求められます。

また、小中学校においては、児童生徒が生涯にわたって読書に親しみ、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

具体的な取組

① 読書活動推進

全校一斉の読書活動を推進します。また、図書委員会活動等、児童生徒が主体的に行動して読書活動を推進する機会を設けます。

② 学校図書館を活用した授業実施の検討

授業のねらいや児童生徒の実態に応じて、市立図書館司書と協力し、学校図書館を活用した授業実施に向け検討を行います。

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

1 市立図書館における環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもが生活する地域に読書活動を楽しむ図書館があり、そこに豊富な蔵書が整備されている必要があります。

また、読み聞かせや学校図書館支援活動を行うボランティア等によって組織されたグループ・団体は、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、学校図書館の活発な活動を支えるとともに、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広める上で、重要な役割を果たしています。絵本、児童・青少年用図書を提供する書店等の民間企業も子どもの読書活動を推進する上で欠くことのできない存在です。

具体的な取組

① 図書の整備・充実

様々な年齢、生活体験、読書体験の子どもたちを念頭に置いた、あらゆるジャンルの本を揃え、提供していきます。また、可能な限り児童図書購入費の確保に努めるとともに、県立図書館からの協力貸出を活用し、常に魅力ある本揃えを目指します。

② 利用促進を目的とした行事・展示の実施

図書館利用・読書推進につながるような多様な行事・展示を企画実施しながら子ども達のニーズを把握し、サービスの充実を図るというサイクルをつくります。

また、「子ども司書養成講座」を実施し、学校・地域・家庭で読書の大切さや楽しさを広める役割を担う人材を育てます。

③ 貸出サービス体制の整備・充実

図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供するために、学校図書館へ定期的に配本するなど様々な貸出サービスを受けられる場所を整備し、活用していきます。

④ 図書館等の情報化

地域における子どもの読書活動を推進するためには、児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書に関する情報や、おはなし会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報をホームページ・SNS・広報等により積極的に住民に提供します。また、ホームページに子どもが利用しやすいよう「子どものページ」を設け内容の充実に努めます。

⑤ 司書及び司書補の配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取り組みの企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。

市立図書館と学校図書館の連携・協力においても積極的な役割を果たすことが期待されていることから、今後も配置に努めます。

⑥ 職員研修の充実

司書及び司書補だけでなく、その他の図書館等の職員においても、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達の段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等が求められることから、職員研修の充実を図ります。

⑦ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

文字を読むことが難しいなど様々な障害のある子どもの読書を支援するため、布の絵本、マルチメディアデージー図書などの収集を行い、必要とする子どもたちに届くようPRに努めます。

2 学校図書館における環境の整備・充実

学校図書館は、「読書センター」としての機能と、「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。特に、近年は確かな学力の確立のため、各教科の学習活動において児童生徒が自主的に探究する能力が求められており、そのためには、学校図書館の利活用の促進が重要です。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応するため、「心の居場所」としての機能を充実させていくことが期待されています。

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって教員、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）、公立図書館、ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

具体的な取組

① 学校図書館支援センターの設立

これまでの学校図書館支援サービスを基礎とし、学校図書館資料の整備・授業に必要な図書リストの作成と配本を行うため、市立図書館内に学校図書館支援センターを設け、学校図書館と市立図書館及び各機関との連携に努めていきます。

② 学習支援機能の整備

各教科等の資料の活用、委員会活動、部活動などの教育活動における学校図書館機能の利用等を通して、学習支援機能の整備を図っていきます。



五所川原第三中学校図書館テーマ展示の様子

基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

1 子どもの読書活動に関する啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）及びこの日から5月12日までの「こどもの読書週間」や「読書週間」（10月27日～11月9日）、「あおり冬の読書週間」（小寒から大寒を挟んで3週間）は、国民や県民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。これらの週間に次の取組を行います。

具体的な取組

① 啓発の推進

「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取組を更に広げていくために、地域、学校、図書館や民間団体等との連携を図りながら、より充実した啓発活動が展開されるよう働きかけていきます。

また、子どもの健やかな成長に対する絵本の影響力や、子どもと本を結びつける読み聞かせ活動の効果に対する理解を深める機会を提供することにより、地域ぐるみで子どもの読書環境づくりを推進する機運を高めることを目的とした、子どもの読書活動の推進を図る啓発活動に努めます。



市立図書館における図書館資料活用につながる夏休み企画展の様子